

健 第 8 0 5 号

令和5年9月28日

(公社) 岡山県医師会長
(一社) 岡山県病院協会長
殿

岡山県保健医療部健康推進課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）

このことについて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第118号）（別添）が公布・施行されたことに伴い、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長から別紙のとおり通知がありましたので、貴会員への周知をお願いいたします。

なお、この通知は下記ホームページに掲載していますのでお知らせいたします。

記

岡山県保健医療部からの医療安全情報等のお知らせ

<https://www.pref.okayama.jp/site/361/>

岡山県保健医療部健康推進課
感染症対策班

TEL:086-226-7331

FAX:086-225-7283